

(こども未来部)

【子育てつどいの広場事業について】

(質問)

決算の概要P.9の子育てつどいの広場事業ですが、事業が始まったのはいつで、これまで行ってきた当事業の効果や成果についてどのように評価されているのかお答えください。また、各校区で社会福祉協議会の校区福祉委員会を中心とした子育てサロンが実施されている中で、特別にこの事業をする目的、必要性は何なのか教えてください。

<答弁>

子育てつどいの広場事業は平成17年度から実施いたしました。事業効果につきましては、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が交流を深めることができたり、育児相談や子育て情報の提供などをとおし、子育てに対する不安感や負担の解消につながっているものと考えております。

次に、子育てサロンとの違いですが、子育てサロンは社会福祉協議会に組織されました校区福祉委員会が月1回程度行っている地域の親子の交流活動です。一方、子育てつどいの広場は、交流のほか、育児相談、情報提供も行うため、子育てに関する知識と経験を有する専門の相談員を配置し週3日常設しているものですので、よろしく申し上げます。

(質問)

どうして、1か所だけで行っているのでしょうか？これまで、旭ヶ丘団地以外のいろんな団地の集会所等で行うことは検討されてきたのでしょうか？

<答弁>

子育てつどいの広場事業は、国の定める「地域子育て支援拠点事業」の「ひろば型」として実施していますが、この他にも、主に地域に出向いた子育て支援を行う「センター型」があります。本市にある16か所の地域子育て支援センターは、「センター型」と位置づけておりますが、地域に出向いた子育て支援を行うとともに、子育て親子が気軽にセンターに集える「ひろば型」の事業も行っており、概ね市内の全域で「ひろば型」の事業が行えております。

(質問)

旭丘校区に地域子育て支援センターが無いわけではありませんので、市内の全域で「ひろば型」の事業が出来ているとの答弁は、私の質問の趣旨とは異なるような気がします。旭丘校区内に、地域子育て支援センターがなく、その代わりとしてひろば型の施設が設置されているのであれば、理解できるのですが、この地域には、旭丘保育所内に地域子育て支援センターがあるわけで、この地区には、ひろば型とセンター型の二つともあることとなります。センター型でもひろば型の事業が行えているとの見解をお示しになられるのであれば、センター型のある地域にひろば型が設置されているのは、事業が重複してしまっていると思いますし、地域内にセンター型が設置されていても、ひろば型が設置されていることの必要性を述べられるのであれば、市内で1か所だけで、ひろば型事業を行っているのは、お

かしいのではないのでしょうか。

事業の委託先がNPO法人大阪国際文化協会となっていますが、1年契約ということですが、ほぼ毎年のように随意契約のような形で、委託されていると伺っています。この事業を随意契約ではなく、幅広く公募によって委託団体を選定するということは出来なかったのでしょうか？

<答弁>

子育てつどいの広場事業を委託しているNPO法人国際文化協会は、受託以来、創意工夫をこらしながら地域のニーズにあった取り組みを行い、事業利用者数を増やすとともに、スタッフと利用者との間に深い信頼関係を築き地域に根付いた事業展開を図っており、このような理由から委託を行っているものでございます。

(意見・要望)

NPO法人大阪国際文化協会の活動をどうこう言うつもりはありませんが、このご時世に随意契約を続けることは好ましくないと考えます。大阪国際文化協会も最初からスタッフと利用者との間に深い信頼関係があったわけではないと考えますし、地域に根付いていたわけではないと考えます。ほんとうにこの団体しか出来ない事業なのかどうかを検証するとともに、委託先の選定の公平性、公開性、競争性の確保のためにも公募による委託先の選定を検討し実施して頂くことを要望しておきます。

【子育て心の悩み相談事業について】

(質問)

決算の概要 P.15、決算説明書 P.91に記載されている子ども家庭相談室事業の一つとして、子育て心の悩み相談事業を2004年から行っておられますが、開始当初に比べて、年々、相談件数が増加していると思います。実際、2004年の122件(延べ292回)と比べると、2009年度は230件(延べ990人)となっています。昨年も伺いましたが、年々、相談件数が増加している中で、臨床心理士2名の配置で、保護者のニーズに沿った丁寧な対応ができていますでしょうか？

<答弁>

子育て心の悩み相談件数の増加に対応するため、平成21年度にパートタイム職員を1人増員し、現時点では適切な相談対応が出来ていると考えております。

(意見・要望)

今後さらに相談件数は、伸びるのではないかと考えます。そうすると、現状の人員体制では、保護者の希望に沿った十分な対応が困難となったり、対応されるスタッフの方々がパンクしてしまう可能性が想定されますので、そうなる前の対応として職員の増員、相談時間の短縮、相談回数の制限などを事前に検討し、何らかの改善策を講じる必要があるのではないかと意見させていただきます。

【児童虐待相談事業について】

(質問)

児童虐待相談事業及び児童虐待ネットワーク会議についてですが、それぞれの事業内容、事業に携わる職員の体制、他部局との連携や他の施設・機関との連携について教えて

下さい。

<答弁>

児童虐待相談事業につきましては、まず、電話やメール等で通告を受けた後、住民票や虐待の履歴確認等の基礎調査を行うとともに、関係機関からの情報収集を行い、家庭訪問などによって子どもの安全確認を行っています。次に、これらの調査や情報をもとに、虐待の有無や程度を判断し、緊急性を要しないケースにつきましては、関係機関と連携しながら虐待の重症化を防ぐとともに再発防止に努めており、深刻なケースにつきましては、保護者との面接を実施、指導・助言を行い、場合によっては池田子ども家庭センターへつないでいるところでございます。

次に、児童虐待防止ネットワーク会議につきましては、平成17年2月に、児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる20の関係機関や団体を構成員として設立しました。会議の内容につきましては、虐待問題の情報交換、研修、個別ケースの検討、被虐待児童の状況確認や支援内容等の進行管理を行っています。事業に関わる職員体制につきましては、正職員2人、再任用職員1人、嘱託職員1人の4人です。

次に、相談事業やネットワーク会議以外の連携についてでございますが、緊急性を要しない場合、子どもは在宅で生活を送ることになります。その際、虐待の重症化を防ぎ、また、状況変化に迅速に対応できるよう、幼稚園、保育所、学校などの協力のもと見守りを行い、子どもの様子や家庭状況等に変化があった場合、すぐに連絡を頂くような形で連携を図るなどしておりますのでよろしくお願い致します。

(質問)

最近、テレビや新聞、ネットでの報道などにより、虐待の通告件数が増えているのではないかとと思いますが、現在の人員体制でしっかりと事業運営は出来ているのでしょうか？

<答弁>

虐待対応を行う職員体制につきましては、通告件数の増加に伴い、平成21年度に職員を増員し体制の充実を図りました。現在、児童虐待への対応は、児童虐待防止ネットワーク会議の構成団体や関係機関の協力を得ながら主に4人で行っていますが、今後も状況に応じ、体制を整えて行きたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(質問)

児童虐待については、同居する加害者側の更生を行わなければ、完全な解決は望めないのではないかとと思いますが、加害者側の更生については、どのような形でこういった対応を行っておられるのでしょうか？

<答弁>

児童虐待があると判断した場合、保護者と面接を行い、虐待行為を止めるため、まずは、保護者の行った行為が虐待であることを指摘することから始めていますが、虐待の再発防止には保護者の理解が不可欠です。そのため、虐待の再発防止にあたりましては、虐待を行った保護者の気持ちや感情に寄り添いながら、それぞれの家庭状況などの聞き取りを行う中で、虐待にいたった要因を分析し、必要なサービスの情報提

供や関係機関へ引き継いだり、あわせて、こども家庭相談室からも定期的に連絡をとり保護者の状況確認を行い継続した支援を行っておりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

この事業についても、相談件数が増加傾向にあることや今後も増加することが予想される中で、人員体制の強化に努めていただきたいと要望しておきます。また、児童虐待の完全な解決は、子どもが虐待を受けなくなることでありますが、言い換えれば、加害者が虐待を行わなくなることです。つまり、虐待を無くすためには、加害者側が虐待の行為に至った理由を根本的に解決しなければ、繰り返される可能性が非常に高いと思います。虐待行為そのものは許されることではありませんが、加害者が虐待行為に至る加害者を取り巻く環境における問題解決の支援にも積極的に取り組んで頂くことを要望しておきます。

【母子家庭自立支援給付金事業について】

(質問)

決算説明書 P.92、決算の概要 P.13の母子家庭自立支援給付金事業についてですが、母子家庭自立支援給付金事業には「自立支援教育訓練給付金」及び「高度技能訓練促進費」の二つの制度があり、ともに母子家庭の母親が、専門的な資格を得て、それを仕事に活かしていくための制度と伺っていますが、ここ数年の「自立支援教育訓練給付金」及び「高度技能訓練促進費」を活用した方の人数と、就職に結びついた方の人数について教えてください。

<答弁>

制度利用者数とその後の状況についてでございますが、まず、「自立支援教育訓練給付金事業」ですが、追跡調査の結果、制度開始の平成 15 年度から平成 21 年度までの利用者 107 人のうち 53 人から回答があり、38 人が「制度利用により就労に結びついた」と回答しておられます。これら「就労に結びついた」と解党された 38 人の雇用形態は、正職員が 9 人、パートタイム職員が 25 人、派遣社員が 4 人となっており、受講された講座はホームヘルパーが 25 人、医療事務が 8 人、その他パソコン、社会保険労務士等になっております。

次に「高等技能訓練促進事業」でございますが、平成 15 年度から平成 21 年度までの利用者 37 人の方すべてが所得した資格により就職されており、内訳といたしましては、看護師 33 人、介護福祉士 1 人、保育士 1 人、作業療法士 2 人となっておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

高度技能訓練促進費を給付されて、資格・技能を取得された方は、100%の確率で就職に結びついているようですが、自立支援教育訓練給付金を給付されて、訓練を行われた方は、なかなか就職に結びついていないようです。つまり、自立支援のための給付金であるにも拘らず、自立につながらないケースが非常に多いです。パソコン講習などの教育訓練を受けるだけでは、就職に結びつかないのは当然ではないかと思えます。本気で自立に向けた支援と言うのであれば、積極的に高度技能訓練促進費を活用して頂き、就職に結びつくように推奨、指導をすべきではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか？

<答弁>

就労相談のために窓口に来られた方に対しては、両方の制度のご説明をさせていただいており、特に資格所得後、就労に結びつきやすい「高等技能訓練促進費事業」を推奨しております。ただ、「高等技能訓練促進費事業」につきましては、受講することにより所得できる資格及び就労できる職種が現状では看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の5つであることから、この制度を利用されるかどうかは、その方の生活観や職業観などが制度利用の意思を左右しているものと推測しておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

個々人の生活感や職業観によって制度利用の意思を左右するとのことでしたが、あくまでこの事業は自立支援事業で、そのためのお金が税金から出ているわけです。つまり、個々人の考えの前に、出来る限り事業の目的を達成し、税金を効率的、合理的に活用することを考えることも必要ではないでしょうか。母子家庭自立支援給付金事業では、給付金を支給する前に、将来プランを話し合うなどの面談を行っているわけですので、本気で母子家庭の自立支援を考えておられるのであれば、中途半端な教育訓練ではなく、就職に直接結びつく可能性が高い高度技能訓練促進費の活用を積極的に進めて頂き、確実に自立して頂けるように努めて頂くことを要望しておきます。

【母子プログラム策定事業について】

(質問)

母子自立支援プログラム策定員としてパート職員を一人配置されていますが、どのような仕事をされておられるのでしょうか？プログラムとは具体的にどのようなものを策定されているのでしょうか？

<答弁>

母子自立支援プログラム策定員は、児童扶養手当受給者に対しての、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施するため配置しております。具体的な業務でございますが、ハローワークインターネットサービスを利用した仕事探しの支援、履歴書の書き方指導、面接への同行、就職後のアフターケア、さらには資格所得のための講座などの情報提供や電話による呼びかけなども行っております。相談者との面談により、相談者自身の自立に対する目標や支援内容を設定いたしまして、これらをもとに相談者の自立・就労までの支援プログラムを策定し支援をして参ります。

次にプログラムについてでございますが、「相談者の生活や子育て等の状況」、「現在の求職活動や専門学校等による職業能力開発の取組などの状況」、あるいは「自立や就労に向けた課題や阻害要因」などを相談者との面談により把握することにより、相談者自身の自立に対する目標や就労までの支援内容を策定したものでございますのでよろしくお願いいたします。

(要望)

この事業についても相談件数が増加し、プログラムの策定件数も増加傾向にあるようですので、パート職員お一人で対応することはますます困難となるのではないかと思います。数も種類も増加する相談に十分に対応するために、人員体制の強化に努めていただくことを要望しておきます。

【母子福祉センター事業について】

(質問)

決算の概要P.13の母子福祉センター事業についてですが、母子福祉センターは2006年から豊中市母子寡婦福祉会に指定管理として施設の管理をしてもらっていたわけですが、9月定例会の委員会でも述べましたが、指定管理をお願いする場所は、母子福祉センター内の1階の一部と2階の一部となっています。1階の会議室や和室は他の市有施設で利用できる部屋と同様の一般利用が可能だそうですが、豊中市母子寡婦福祉会が施設の管理をし始めた2006年以降のそれぞれの部屋の利用状況と使用料収入をお答え下さい。

<答弁>

平成18年度の利用件数と利用人数でございますが、会議室が141件で1561人、和室が12件で217人、次に平成19年度でございますが、会議室が119件で1493人、和室が13件で286人、次に平成20年度でございますが、会議室が92件で1136人、和室が7件で121人、最後に平成21年度でございますが、会議室が88件で976人、和室が4件で37人でございます。また、使用料収入は、ございませんでしたのでよろしく申し上げます。

(質問)

年々、利用数が減っていますが、それらの部屋の利用率が非常に低いこと、市民の認知度があまり高くないことは、これまでもご存じだったと思いますが、一般利用が可能な部屋であり、市民の方々に有効利用して頂くことで使用料収入も得られることが可能だったと思いますが、今まで、何らかの改善策は講じて来られたのでしょうか？

<答弁>

1階の会議室・和室につきましては、利用する際、保育園の中を通らなければならないという構造上の問題があり、専用出入口の設置などを検討いたしましたが、コスト等の問題があり適切な改善策を策定するには至っておりません。今後は、子どもに対する安全面等を第一に考えながら方策を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(意見・提案・要望)

せっかく一般利用が可能な施設ですので、まずは、この施設の存在と一般利用ができるということを市民に周知して頂くこと、その上で、出来る限り市民の方々に利用して頂き、使用料収入を少しでも得るように市や管理者が努めて頂くことを強く要望しておきます。さらに、是非とも、市有施設予約システム『とよなか公共施設案内施設』に追加することはして頂きたいと思います。

ただし、部屋の場所がゆたか保育所の奥に立地されていることもあり、保育所が開所時間帯に不特定多数の方が保育所の前を通られることは、児童の安全面の確保という観点からはあまり良くないかと思っておりますので、いっそうのこと1階部分の会議室や和室を改装して、ゆたか保育園の部屋として活用し、入所定員を増やすことで待機児童の解消につなげることを検討してみてもどうかと提案しておきます。

【母と子のフェスティバル事業について】

(質問)

今年2月に行われた母と子のフェスティバルは、参加人数が455人だったと決算説明書P.73に記載されています。参加者の年齢層はどのようなものだったのでしょうか？現役子育て世代が多かったのか、子育てが一段落された世代が多かったのでしょうか？また、母子表彰とは、どういった基準、選考を行われて、どういった方々が表彰されているのでしょうか？さらに、決算の概要P.13に記載されている交流事業とは具体的に誰と誰の交流でしょうか？

<答弁>

フェスティバルについては自由参加としているため、参加者の年齢については、具体的なことはわかりませんが、フェスティバル全体を通して半数近くが現役子育て世代であったと思われます。

次に母子表彰についてでございますが、母子家庭となつてからの経過年数が概ね5年以上の方で、20歳未満の子どもを扶養しており、母子家庭の母として、経済的に困難な生活を克服し、こどもの養育に努めるなど、自立への努力が顕著である方を地域の母子福祉推進委員などの方から推薦して頂いている中から表彰者を選定しております。

次にフェスティバルにおける交流事業についてでございますが、日頃忙しい母子家庭のお母さん同士、あるいは子ども同士、寡婦の方の交流の場としての役割を担っております。さらに、幅広く市民の参加を得ることにより、母子福祉に対するご理解と認識を深めて頂くとともに母子福祉の促進・向上を図る機会と考えておりますのでよろしく申し上げます。

(質問)

このフェスティバルをはじめ、母子福祉センター事業は、支援の比較的必要と考えられる母子家庭(現役子育て世代)のニーズに応えた事業がなかなか実施されていない気がするのですが、いかがお考えでしょうか？

<答弁>

母子福祉センター事業については、講座・講習会のほか主に現役子育て世代を対象とした母子家庭の母と子の日帰り及び一泊二日のレクリエーションやクリスマス会を実施しており、昨年度は計265人の参加者がございました。また、平成23年度からの指定管理者による母子福祉センター事業の事業計画においても、母子家庭の母を対象とした就労支援や資格取得のための講座、養育費に関する勉強会や趣味教養講座などの自主事業の展開を予定しておりますのでよろしく申し上げます。

(意見・要望)

母子福祉センターで行われている事業、市が実施している事業の中には、現在、最も支援が必要だと思われる比較的若い母子家庭のニーズをもっと反映させるべきと考えられるものが少なからずあります。例えば、母と子のフェスティバルはもっと若い母子家庭が参加したくなるような、参加できるものにして頂きたいと思っております。このフェスティバルは「日頃忙しい母子家庭のお母さん同士、あるいは子ども同士、寡婦の方の交流の場としての役割を担っている。」とのご答弁がございましたが、その割に「フェスティバルについては自由参加のため、参加者の年齢については、具体的なことはわからない。」とも述べられました。どういった方々が参加しているのか具体的なことが分からないのに、母子家庭のお母さん同士、

あるいは子ども同士、寡婦の方の交流の場としての役割を担っていると、どうして断言できるのでしょうか。また、母子表彰についてですが、正直言って、この表彰が本当に必要なのか、母子家庭の方々が望まれているのか、とても疑問です。何人かの母子家庭のお母さんに話を伺いましたが、母子表彰そのものを知らない方も結構おられるとともに、別に表彰なんてしていらんし、何で表彰されるのか分からんとのご意見を結構頂きました。このあたりの認識、ニーズについて子ども家庭支援課も、母子寡婦福祉会も調査して頂きたいですし、事業の見直しも検討すべきではないかと意見しておきます。さらに、豊中市のホームページには母子福祉センターで行われている各種講習会としてパソコン入門、ペン習字、俳句、あみもの、書道と記載がありました。申し訳ないですが、ほとんどの講座内容が、比較的年齢の高い方向けのものになっており、若い世代の母子家庭の方々向けのものではないように思います。その結果かどうかわかりませんが、施設の稼働率は昨年度、目標値50%に対し、実績値12%でした。目標値も低いと思いますが、実績値はあまりにも低すぎます。母子福祉センターで行われている講座や講習会も同様に若い母子家庭が参加したくなるようなものをもっと実施して頂き、施設の活用を図って頂きたいと強く要望しておきます。

【保育所事業について】

(質問)

保育所児童3歳クラス以上の主食費として一人千円を昨年7月から徴収されるようになりました。保育料と異なり、各保育所が直接、現金徴収を行っており、主食費を徴収するようになったことで、それに相当する市から保育所への給付金が減らされました。滞納などがあれば、その分は各保育所の負担となっていると思いますが、主食費の徴収率はいくらだったのでしょうか？また、その負担について各保育所はどのようにやりくりをしているのでしょうか？

<答弁>

民間保育所の3歳クラス以上の主食給食費の徴収に関する状況につきまして、困りであるとのことのご意見は伺っておりませんので、順調に運用がなされているものと考えております。

(質問)

保育料の収納率についてですが、保育料の徴収率が全体で86.3%と伺いました。幼児教育課に幼稚園の保育料の徴収率を伺うと、99.7%と、毎年ほぼ100%に近いとのことでした。保育所も幼稚園も利用されている保護者の世代はほぼ同じでしょうし、保護者の所得に関しても、低所得世帯から高所得世帯の方までおられると思います。そんな中で、これほどの差があるのは、何らかの要因があるような気がします。もし、この要因について、何か考えられることがあれば教えて下さい。

<答弁>

保育所保育料と幼稚園保育料の収納率の違いの要因についてのご質問にお答えします。

保育所保育料については、扶養義務者(父母)の前年度の所得による所得税額により決定しておりますが、近年景気の落ち込みなどから、収入が減少し、生活が困窮しているため支払いが困難との相談が増えております。そのような方につきましては、分納の約束をいただくことにより、債務確保につなげております。しかし、分納約束は

単年度で見ますと一時的に収納率が下がることから、低下の要因と考えております。一方、幼稚園の保育料につきましては、大半が自主納付されており、未納者に対しては催促を行った段階で納付されるケースが多いと担当課から聞いております。保育所と幼稚園の比較につきましては、保育所で入所するにあたっての家庭状況、所得などの提出書類は、幼稚園の入園には求めていることから、その理由を分析することは困難であると考えております。

(意見・要望)

各保育所における保育所児童3歳クラス以上の主食費の徴収は昨年7月からの開始とすることで、まだ、問題が起こっていないのかもしれませんが、今後も各保育所における主食費の徴収は問題なく行われているのか、定期的な聞き取りを通して注視して頂きたいと思っております。小学校の給食費の滞納問題と同様に、もし、徴収に問題があっても、くれぐれも保育所が負担を被るということのないような対応をして頂くことを要望しておきます。

保育所と幼稚園の保育料の徴収率がこれほどまでに異なることについて、これといった理由、納得のいく理由は得られなかったように思います。先程も言いましたが、保育所も幼稚園も利用されている保護者の世代はほぼ同じでしょうし、保護者の所得に関しても、低所得世帯から高所得世帯の方までおられると思います。そのような状況下で、ここまでも徴収率が異なっていることを様々な視点から研究して頂きたいと強く要望しておきます。

【放課後こどもクラブ事業について】

(質問)

放課後こどもクラブ事業についてですが、今年2月に入会児童の保護者を対象に、開設時間の延長や、土曜日開設、学年延長などについて、会費負担も含め、調査をされたと思いますが、どういった結果が出てきたのでしょうか？現在までの集約・分析結果と、これらへの対応について、今日までに検討されてきたことについてお答えください。

また、それらのニーズに対応するために必要となる費用および会費負担額のシミュレーションはどの程度進んでおられるのでしょうか？

<答弁>

調査結果では、延長保育の利用希望者は全回答者のうちの46.8%、土曜日の利用希望者は41.5%で、そのうち、会費額により利用を検討すると答えられた方が、それぞれ14%と12.6%でございました。また、学年延長を利用すると答えられた方は42.1%でございました。

こうした結果に基づき、開設時間の延長につきまして、クラブの運営方法や指導員の勤務体制、安全管理体制、会費額などを関係機関の意見を聞きながら、様々な角度から具体的な検討を始めたところでございますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

アンケート結果によると放課後こどもクラブ利用希望者にとって、会費額が利用するかどうかあまり影響しないことが分かりました。今回実施し得られたアンケート結果も踏まえながら、保護者のニーズに出来る限り早く応えられるようにご尽力いただきたいと強く要望しておきます。

【青少年自然の家の指定管理について】

(質問)

決算の概要 P.11の青少年自然の家指定管理者の選定とありますが、青少年自然の家を指定管理にした際に含まれる管理業務や内容については、こういった基準や方法で決められてきたのでしょうか？

<答弁>

青少年自然の家を指定管理にした際に含まれる管理業務や内容につきましては

「豊中市立青少年自然の家条例」の第13条2項に定めております。具体的には、

①青少年の団体による自然活動、野外活動及び団体生活の場の提供や自然活動、野外活動及び団体生活に関する指導、助言、及び催しの開催、情報の収集及び提供、自然体験活動、野外活動及び団体生活の指導者の育成及び支援なその事業に関する業務。

②自然の家の使用承認などの使用に関する業務。

③使用料の徴収・減免等に関する業務。

④自然の家の維持管理に関する業務。

⑤その他市長が必要と認める業務。

を指定管理者に行わせる業務の範囲としておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

青少年課が所管している事業の内、「豊中市・鳴門市こども会交歓会」、「親と子の写生会」、「野外活動各種事業」、「三世代交流事業」等の事業は、青少年自然の家で行われている事業です。これらの事業の中には、事業を豊中市青少年野外活動協会に委託している事業もあります。これらの事業も青少年自然の家の指定管理者に委ねた方が、指定管理者制度導入の目的であるサービスの向上や効率的運営がより一層図れるのではないかと思います。いかがでしょうか？

<答弁>

指摘の事業については青少年健全育成事業として市が行う事業と考えております。

青少年自然の家を指定管理するにあたっては、青少年をはじめ市民の里山として豊かな自然環境を活かした魅力ある受け入れ施設としての利用促進の自主事業やサービスの向上、効率的な運営をお願いいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

それぞれの事業が必ずしも青少年自然の家で行われているわけではないことから、指定管理者にその全てを委ねることは難しいかもしれませんが、出来る限り、指定管理者に事業を委ねることで、受け入れ施設としての利用促進、サービスの向上、効率的な運営がより一層出来るのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと要望しておきます。

【鳴門市のアンテナショップ設置について】

(意見・要望)

「豊中市・鳴門市こども会交歓会」は1973年から毎年行われていると伺っています。先日、大阪国際空港の活性化に向けて市長自らが国内就航31都市にトップセールスを行われることが発表されましたが、その中には、アンテナショップの開設や物産展の誘致も含まれて

いと伺っています。大阪国際空港の国内就航都市に限定せず、色んな形で豊中市と関わりのある自治体にもアンテナショップの開設や物産展の誘致を貪欲に行って頂きたいと強く要望しておきます。

【青年の家いぶきのプラネタリウムについて】

(質問)

青年の家いぶきのプラネタリウムは使用されなくなってから数年が経ちますが、ここ最近はどういった活用がなされ、今後のプラネタリウムの活用方法などについては、どのような検討、議論がなされてきたのでしょうか？

<答弁>

青年の家いぶきのプラネタリウムにつきましては、昭和 58 年 5 月(1983 年 5 月)から開館しましたが、利用者の減少、又、設備の投影機械の老朽化もあり、平成 16 年 4 月(2004 年 4 月)に休止したものでございます。

その後のプラネタリウムドームの利用につきましては、公募による青年 9 人で構成する「プラネタリウムドーム活用委員会」を、平成 17 年 3 月に設置、検討いただきました。様々なアイデアを提案いただく中で、施設の現状を変えずに具体化できる事業として、大学生による関西落研連合の落語上演を「プラネタリウム寄席」として、また高校生などの若者のバンド練習の場として、平成 18 年度から暫定利用を行ってまいりました。平成 21 年度の実績といたしましては、「落語」は毎月 1 回開催し、毎回 30 名ほどのご来場をいただいております。また若者へのバンド練習の場の提供は 57 回の利用がございました。

今後の、プラネタリウムドームの活用方法につきましては、本市の財政状況を勘案しながら、教育委員会と協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

休止してから既に6年半が経ち、寄席や若者バンドの練習の場として活用しているとはいえ、十分な活用がなされているとは言えません。また、ここ最近、プラネタリウムに関しての市民からの問い合わせはほとんどなく、再開に関する要望もあまりないと伺っています。さらに、星空観察会を開催されるなど、人工的なものではなく自然の天体観測もしばしば行われています。プラネタリウムの機材を更新するには数億円はかかるそうですし、その後の維持管理や人件費も結構必要となることから、現在の市の財政状況や、市民ニーズ、近隣自治体や民間のプラネタリウムの存在などを考えると、プラネタリウムを現行のままで残し、ほとんど利用されない状態を続けることは好ましくないと思いますので、出来る限り早く、今後の活用方法を決定され、市有施設、市有地の有効活用を図って頂きたいと強く要望しておきます。

(教育委員会)

【新学習指導要領への対応について】

(質問)

2008年3月に新学習指導要領が発表され、昨年度から来年度までが移行期間で、小学校は来年度、中学校では再来年度から完全実施されるようです。そのことに対応するための準備として、昨年度、行われたことを教えて下さい。新学習指導要領になると各学年の授業時間数も増えると思いますが、それに対応するために既に授業時間数を段階的に増やしているのでしょうか？

<答弁>

新学習指導要領の実施にむけ、一昨年度から2年間、校内研修会の充実を図るとともに、新たな教育課編成に伴う教材や必要な備品等を整備するため、とよなか「学び」プロジェクト事業を実施、講師謝礼金や備品購入費等の予算措置をしてまいりました。

また、小学校5・6年生におきましては、新たに週1時間、外国語活動が位置づくことに伴い、拠点校4校に非常勤講師を配置し指導のあり方等について研究をすすめるため「小学校外国語活動推進事業」を実施しております。

さらに、小中学校の理科教育設備におきましては、国から1/2の補助を得ながら、増加した指導内容に対応した設備整備を全校で行うなど、新学習指導要領にむけた準備の支援を進めております。

次に、授業時数につきましては、小学校1・2年生は週2時間、3年生以上は週1時間増加し、新学習指導要領移行期間の昨年度から段階的に学年に応じて増加しております。

また、中学校は本格実施の段階で全学年におきまして、週1時間増加しますが、移行期間中の3年間は授業時数の増加はありませんので、よろしくお願い致します。

(質問)

授業時間が増加したことで、一日あたりの授業時間数が必然的に増加します。子ども達の視点で考えると、新学習指導要領に対応するための時間割は、児童生徒にとっては体力面、集中力の面で適切とお考えでしょうか？さらなる小1プロブレムや中1ギャップに悩む児童生徒が増えることは考えられないでしょうか？

<答弁>

本市におきましては、これまでも小学校では4年生以上と、中学校の全学年で学習指導要領が示す週の標準時数を1、2時間増やして、授業時数を設定してまいりました。

小学校1年生では、1日5時間授業が3日であったのが、新学習指導要領により週5日全てを5時間設定にするか、週1回6時間授業を設定し標準時数の週25時間を確保してまいります。

今回の改定にあたっては、子どもたちが分かる喜びや学ぶ意義を実感させ、学習意欲を高め、学校への不適応を減らし、子どもの自立を促すことが重要であると、中央教育審議会でも審議され、授業時数の増加につながっているものであります。

教育委員会といたしましては、確かな学力の向上を図り、わかる授業をすすめ、個に応じた教育を進めるとともに、「小中一貫教育推進事業」や「幼保小連携推進事業」、「中学校少人数学級事業」など様々な取り組みを通じて、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるよう努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

(意見)

現状ですら、集中力が持続できない低学年の児童が増えているように思います。そのため、現場の先生方は、いかに子どもたちの集中力を持続させるかにとっても苦心されているようです。計算上は一日あたりの授業時間数を増やせば、新学習指導要領が定めた授業時間数を確保できるようですが、子どもたちの集中力を考えると、単に授業時間数が確保出来たから OK という訳にはいかないのではないかと心配します。国が決めたことですので、市で出来ることは限られているのかもしれませんが、例えば、冬休みや春休み、もしくはエアコンが設置されている中学校であれば、夏休みの日数を減らし、授業数を確保することで、一日あたりの授業時間数の軽減を図ることなども、今後、検討する必要があるかも知れません。まずは、今の子どもたちにとって一日あたりの授業時間数がどれくらいが適切なのか、調査・研究して頂ければと要望しておきます。

【デジタルテレビの導入について】

(質問)

昨年度、ICT 環境整備事業として、デジタルテレビが小中学校や幼稚園、公民館等に導入されましたが、それぞれの施設における導入目的は何だったのか担当課ごとに教えてください。

<答弁>

小中学校では、パソコン、DVD 等の画像を提示するモニターとしての活用と地上デジタル放送の受信装置としての活用と画面での活用、また、パソコンと接続し、教員の自作の教材や、インターネット上にある学習コンテンツを利用するなど、パソコン教室のサーバーにある教材や問題集等の活用を目的としております。

実物投影機（書画カメラ）と接続し、教科書やプリント、子どもの作品やノート、作業などの実演説明の際の教師の手元を大きく鮮明に映し出すなど、子どもへの指示や指導を行き届かせることがより確実にでき、授業の質の改善や教育効果が高まると考えております。

幼稚園におきましては、幼稚園教育要領に示されている、ねらいと内容を達成するための環境設定のための教具として活用することを目的として導入致しました。

公民館としましては、公民館講座、フォーラム、子ども対策の映画会、活動記録の振り返り等を目的とするとともに公民館は、災害時避難所と位置づけられていますので、速やかな緊急時対応情報が得られ避難者への様々な情報提供することも視野に入れて導入したものです。

(質問)

施設ごとの導入台数とそれにかかった費用、これまでの活用実績(活用頻度や活用方法)について教えてください。

<答弁>

教育施設課では地上デジタルテレビ放送受信施設の配線整備を行い、それにかかった費用は、小学校41校で260台、5923万6933円(6962万943円)、中学校18校で37台、837万9910円(814万6278円)、合計297台(6761万6843円)、幼稚園では電波障害対策で整備済みの1園を除く6園で77万9562円となっております。

小中学校では、デジタルテレビ導入後、日常的に活用し、社会、理科、算数、英語など、様々な教科でデジタルテレビやパソコン、実物投影機（書画カメラ）等が使われております。

公立幼稚園のデジタルテレビ導入台数は各園1台の計7台で、購入にかかる費用としまして、133万9170円となっております。

園児に対しましては、パソコンと接続して保健指導・プール指導・安全指導を行ったり、デジタルカメラと接続して植物や動物の映像を見せる場合に、またDVD視聴に活用しています。保護者に対しては、保護者会などで、日常の子どもたちの姿を映像で見せる際に活用。また、教職員の研修にも活用しております。

各園とも、遊戯室に1台の設置でございますので、計画的に利用を行っているものでございます。

公民館では、導入台数は、各公民館に1台ずつで4台です。また、費用は、4台で76万3653円でございます。

公民館ロビーを活用したフリースペース活用事業での活動紹介、子ども映画会、講座でのパソコンを活用した講義項目、活動内容の紹介などで活用するとともに、公民館利用グループに貸出をして活用して頂いています。

まだ、公民館としましても、多方面にわたる活用方を模索するとともに活用方法をグループ等に広げてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

各施設にあったアナログテレビはどうされたのでしょうか？有効活用は図れたのでしょうか？

<答弁>

小中学校におけるデジタルテレビの配備に伴い、既存のテレビの活用方法をまずは各学校内において考え、各学校で不用になりましたテレビのうち、故障していないもの235台につきましては、庁内情報共有システムの電子掲示板で再利用の希望を募りましたが、応募はなく、以後の活用見込みのないものは、学校での保存場所の問題、また将来的に処分費用のかかることから、デジタルテレビの搬入に合わせて、引き取り・リサイクルすることを前提に、業者に協力依頼をいたしました。

幼稚園ではデジタルテレビ導入後も、各園にありましたアナログテレビは現在も各園で活用しております。

公民館においては、今回導入しましたデジタルテレビが50インチの大型のため、少人数で学習を進められるグループにとっては、小型のアナログテレビが活用されます。また、人権学習の際には、教材がまだビデオのものも多くあり、その際にはアナログテレビが活用されています。

今後とも会場の広さ、人数の規模、使用する教材に合わせた活用を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(意見)

活用実績を施設ごとにお答えいただきましたが、未だに、デジタルテレビを地域活性化・経済危機対策臨時交付金、国からの交付金ではありますが、税金を使って優先的に導入すべきものだったのか疑問はあります。また、この交付金の支給目的には、地球温暖化対策が含まれており、アナログテレビをただ単に廃棄するのではなく、出来る限り有効活用

を図って欲しいとお願いしたことに対し、「使えるテレビは、有効利用を図るため、様々な方策について検討してまいりたい」とご答弁されていましたが、結果としては、小中学校の既存のアナログテレビは全て処分されたとのことで、非常に残念でなりません。

とは言え、設置されてしまった以上、導入目的をきっちりと達成するように最大限の有効活用をして頂きたいと要望しておきます。

一方で、デジタル化、ICT化が進むことで便利になることは多々あるかと思いますが、それに頼りすぎて、バーチャルな世界に慣れすぎないように、実物を見る、実物に触れる、臭いを感じるなど、五感を養う機会の確保も忘れないようにして頂きたいと要望しておきます。

【教育センターでの教育相談について】

(質問)

決算説明書 P.183の教育センターでの教育相談や教育相談総合窓口についてですが、ここ最近の相談件数の推移と、どういった相談、どういった世代の子どもの保護者からの相談が比較的多いのか教えて下さい。

<答弁>

まず、来所による教育相談についてお答えいたします。

相談のべ件数は、平成19年度9245件、20年度9614件、21年度10359件と年々増加しております。相談の多い内容は、「行動」「自閉的傾向」「発達遅滞」「不登校」に関するものです。これらの相談内容の根底には、発達の課題が潜むケースも多く、今日的な課題と認識しております。

相談される方は、小学生の保護者が一番多く、次いで幼児の保護者で、両方を合わせると全体の8割を超えます。

次に、電話相談の教育相談窓口についてお答えいたします。

相談内容は、多い順に「教育や療育のシステムなどに関する問い合わせ」「子育て・しつけに関するもの」「教師・授業に関するもの」です。件数の推移としては、「子育てやしつけなどの一般相談」が年々増加傾向にあります。相談される方は、小学生の保護者が一番多く、次いで中学生の保護者で、両方を合わせると全体の約8割になります。

(質問)

年々、相談件数が増加しているわけですが、相談を受ける方の待機日数は平均でどのくらいになっているのでしょうか？ また、待機日数を減らしたり、増加し続けている相談に十分に対応したりするために、どのような工夫をされているのでしょうか？

<答弁>

相談件数の増加に伴い、待機日数が2か月を超えた16年度より検討を重ね、初回相談の対応枠数を増加して対応してまいりました。また、18年度より単発の相談ではありますが、サタデー相談や発達相談を実施し、初期対応の充実に努めてまいりました。併せて、相談システムの見直しも行いながら、現在、待機日数の平均は約24日と1か月以内の対応を目途に取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

(質問)

今後も相談件数が増加することが予想されるわけですが、相談に来られたら来られただ

け対応されることは当然だとは思いますが、これまでに対応されてこられた相談内容を検証することで、そもそも、相談に来られなくても未然に解決する方法や方策も同時に検討していく必要があるのではないかと思います、そのような検証や検討はこれまで行って来られたのでしょうか？

<答弁>

教育相談内容の検証・検討につきましてお答えいたします。

相談内容につきましては、毎年統計をとり、相談件数・相談の主訴、相談状況等の把握や課題の傾向の見極めと教育相談システムの検討を行っております。最近の傾向として、電話相談、来所相談ともに一番多いのが小学生の保護者で、さまざまな相談内容の根底に発達の課題があることの多い現状は先ほど答えさせて頂いたところです。

その現状を踏まえ、学校園支援として行っているケースカンファレンスは昨年度、172回と過去最高を数えましたが、その約64%が小学校の先生方への支援として実施してまいりました。また、今年度より、小学校へ月2回程度継続的に教育相談員の派遣を始めております。これは、従来の教育センターでの教育相談の充実に加えて、小学校での早期対応を充実させたものであります。

そのほか、相談を未然に解決する方法としましては、子どもや保護者理解のための研修や、学級集団アセスメントの研修など、子ども理解を多角的に行えるよう、学校へ専門職員を派遣して、校内研修の充実にも努めているところです。

今後も、相談状況の把握を行いながら、市民のニーズに応じた相談対応や学校園支援に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

相談内容は多種多様でなかなか難しいとは思いますが、比較的割合の多い相談内容については、悩みの原因の検証を行うとともに、原因を未然に解消する事業や施策の実施を検討して頂きたいと要望しておきます。

しかしながら、現状としては、教育相談の件数が、昨年度、延べ1万件を超えました。前々から、1万件が限界だと言う話をよく伺っていました。様々な工夫、取り組みをしておられますが、それでも、未だに待機日数が約1か月弱あります。そんな状況下で、多様化し、かつ増加の一途をたどる相談に出来る限り対応し、さらに、教育相談員を支援や校内研修のために学校現場へ派遣するなど充実にも努められていますが、現在の職員体制では、個々の相談に十分な対応ができなかったり、相談を受ける方々が体力的にも精神的にも参ってしまうのではないかと非常に心配します。財政状況が厳しいことは認識していますが、当面の対応策としては、対応する人員を増やすことを是非とも検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【小中学校のトイレ改修工事について】

(質問)

小中学校のトイレの改修についても、他の設備と同様に優先順位をつけて改修工事を行ってられると思いますが、どのような基準(老朽化、汚れ、臭いなど)で改修工事が必要と判断されてられるのでしょうか？

<答弁>

トイレ改修の基準については、校舎大規模改修の計画があり、かつ建築及び建築設

備の老朽化や不具合が著しいこと、また悪臭等の課題があるなどの調査を平成13年度に実施し、学校を抽出するとともに、小学校の低学年では十分な清掃が出来ないなどから優先して小学校17校を選びトイレ環境の改善を図ってまいりました。現在、12校まで整備済みで今年度1校については工事中でございます。

(質問)

小中学校のトイレは、和式が多いのではないかとと思いますが、各家庭におけるトイレは、ほとんどが洋式だと思いますが、学校における洋式トイレの割合はどれくらいでしょうか？和式のトイレが多いため、学校でトイレが出来ない児童はいないのでしょうか？

<答弁>

小中学校の洋式トイレの割合につきましては、学校ごとに異なりますが平均して小学校35.4%、中学校は27.1%となっております。

学校のトイレを使用できない児童については、アンケート調査の結果、特に低学年が和式トイレの使用に困惑しているとのことをご意見をいただいております。

(要望)

各家庭のトイレが洋式化する中、実際に和式のトイレで用を足す方法が分からない児童が増えているようです。アンケート結果によると小学生の約75%、中学生の約60%が洋式のトイレを好むとのことですので、時代と児童生徒のニーズに合わせ、せめて、アンケート結果の割合までは洋式のトイレを増やして頂くことを要望しておきます。

【エレベーターの設置について】

【熱中症対策について】

(質問)

2008年度からの明許繰越で緑地小学校にエレベーターが設置されていますが、エレベーターの設置は毎年1台ずつ設置されているのでしょうか？現在、小中学校の設置状況についても教えて下さい。

<答弁>

エレベーターの設置については、平成7年度より進めておりバリアフリーの観点から、今後も少なくとも毎年1台は設置してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の設置状況は、平成22年10月13日現在で小学校15校。中学校11校で整備済みであり、今年度小学校1校（桜井谷東小学校）で工事中でございます。

(質問)

エレベーターの設置にかかる予算は毎年約5000万円を計上しているのでしょうか？

<答弁>

エレベーター設置に係る予算につきましては、増築の場合、隣接する既存校舎の耐震性能の確保が必要であること、また、既存校舎の一部を利用したエレベーター設置の場合、当該棟の耐震性能の確保も必要であることなど、その他エレベーターの停止回数や法的な条件整備等によっても費用は異なるものと考えております。

(質問)

現在、エレベーターを設置されている小中学校は、小学校が16校、中学校が18校とのことで、未設置の小中学校もありますが、エレベーターの設置よりも、エアコンの設置の方が必要性、需要が高いのではないかと思います。実際、この夏の猛暑は、少なからず授業に影響を及ぼしたと思います。現在、未設置の小学校は27校で必要なエアコン台数は平均40台/校と伺っていますので、約1080台必要となります。エアコン1台の代金を5万円と見積もると約5000万円となり、エレベーターの設置は、1年遅れるかもしれませんが、1年エレベーターの設置を遅らせるだけで、計算上、全小学校にエアコンが設置出来るのではないかと思います。

しかし、教室のような広い部屋に対応するエアコンにかかる費用やそれに伴う工事費などを考えると、1台設置するためには数百万円もかかり、総額では10数億円必要となり、エアコン未設置の全ての小学校に設置することは財源的に非常に厳しいのかと思います。

そこで伺いますが、そんな中で、熱中症対策、暑さ対策としてはどのようなことをこれまでされてきたのでしょうか？

<答弁>

熱中症対策につきましては、水分補給をこまめにする、暑さに徐々に慣れることなど、環境省より発行されている「熱中症環境保健マニュアル」や大阪府教育委員会からの通知をもとに21年度は7月に注意喚起文書を各学校へ配布し、健康観察と健康管理に細心の注意を払うよう指導を行いましたので、よろしくお願いします。

(質問)

今年のような猛暑は異常なのかもしれませんが、以前と比べて夏の暑さは厳しくなっていると思います。正直、これまでは私自身、自分たちの頃は小学校も中学校もエアコンなんてない中で授業を受けていたのだからとの思いから、エアコンの設置についてはそれほど優先順位の高いものと考えていませんでした。しかしながら、今夏のような猛暑の中で、エアコンなしに生活をし、授業を受けることは児童の体力面、学習効果面などを考えてふさわしくないと考えます。注意喚起を各学校に配布されたり、今年度は、運動会練習時にテントを設置し日陰を作る、ミスト状の霧が出るものを設置する、運動場、中庭、テラスなどへの定期的な散布、タオルをぬらしたものを首に巻くなど、様々な熱中症対策、暑さ対策を講じていただいていると伺っています。しかしながら、どれも一時凌ぎのような印象があります。私の想像してた以上に未設置の全小学校にエアコンを設置するには多額の費用がかかるわけですが、さまざまな手段、方法を検討して頂き、エアコンの設置に向けて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【お弁当作り冊子について】

(質問)

毎年、お弁当づくり冊子を6年生全員に配布しておられますが、自分でもお弁当作りを行うことを奨励するために配布しているお弁当作り冊子がどの程度活用され、中学生自らがお弁当を作っている状況について、税金を使って事業をしている以上、その事業の効果を図るために実態調査を早急にして頂きたいと要望していましたが、昨年度、実態調査は行われたのでしょうか？

<答弁>

聞き取りではございますが、小学校においては、少なくとも10枚以上の学校で家庭科の調理実習時にお弁当作り冊子の内容を取り上げて頂いたと聞いております。

(質問)

25年も前から配布をし続けているお弁当作り冊子ですが、実際、配布することが、中学生が自分でお弁当を作ることに繋がっていると考えられているのでしょうか？そもそも、お弁当作り冊子の存在を知らない生徒がかなりいるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか？

<答弁>

先程の聞き取りではございますが、小学校の家庭科の調理実習では、お弁当作り冊子の春巻きなどが人気で、調理実習後は児童が調理に関心を持ち家庭で調理するようになり、中学生になってからも、週1回程度自らお弁当を作っている生徒もいると聞いております。

次に、お弁当作り冊子の周知については、必要であると考えておりました。給食だよりでとりあげたり、市のホームページへの掲載を考えております。また、中学生とその保護者を対象とした食育の講座でお弁当作り冊子を用いた実習を予定しているところでございます。

(意見・要望)

中学生とその保護者を対象とした食育講座で冊子を活用することですが、今後も学校現場だけでなく、幅広く活用して頂いたり、様々な媒体を通して冊子の周知を行って頂くなど、冊子を配布する趣旨・目的が、少しでも果たされるように努めていただくことを要望しておきます。

【小学校給食の給食費について】

(質問)

昨年度の給食費の収納率はいくらで、未収件数は何件だったのでしょうか？未収の割合はかなり少なく、給食費が払えないというよりは、むしろ払わないというケースが多いようだとの話をこれまでも聞いていましたが、そういった悪質なケースに対する何らかの取り組みは行われたのでしょうか？昨年度末推計で、未収額が累計で1000万円を超えていましたが、累計額の増減はどうなったのでしょうか？滞納されてた人がその後支払ったケースはどのくらいあったのでしょうか？例えば、2008年度の未収件数は約460件と伺っていましたが、そのうち遅れてでも支払われたのは何件ぐらいだったのでしょうか？

<答弁>

未収状況については、概算で収納率は、約99.3%、未収件数は450件でございます。累計額としましては、1300万円となっております。昨年度より270万円増加しております。

過去の滞納分の収納件数は把握しておりませんが、金額としまして260万円を回収しております。

給食費の未収への取り組みでございますが、全校対応でございますが、教育委員会名で学校給食の食材が保護者の皆さままで負担する学校給食費で成り立っていることを、周知する文書を配布させていただきました。

その一定の効果として、収納率の悪化が防げたのではないかと考えております。

(質問)

給食費が滞納されて不足した分は、各学校長や教職員が負担しているケースもあるようですが、滞納分について、これまで各学校はどのような形で、やりくりされてきたのでしょうか？

<答弁>

学校での滞納分の処理については、準要保護制度の紹介や分割納付などにより、遅れながらも支払って頂くほか、催促などの努力をして頂いております。

(意見・要望)

各学校長や教職員が負担するというのは論外ですが、教育委員会として、学校現場で自転車操業的に給食費を納めていることを把握していながら改善策を講じてこなかったことは問題だと思います。早急に状況の改善策を講じ、学校現場の負担の軽減に努めていただくことを要望しておきます。

【新学校給食センターについて】

(質問)

決算の概要P.6の学校給食センターの建て替えについてですが、120万7千円でどういったことを行われたのでしょうか？また、現在の学校給食センターの老朽化はかなり激しいと伺っていますが、毎年、維持補修にかかる費用はどれくらいなのでしょう？現在の学校給食センターは豊中市の財政状況が厳しいために維持補修を繰り返しながら、なんとか維持しているわけですが、いつぐらいまでなら何とか使用できると考えられているのでしょうか？

<答弁>

新学校給食センターでございますが、新学校給食センターの基本計画に基づいて、給食センターの建て替えの具体化に向け、建設候補用地の選定評価を中心に個別対応食や食器具の検討などを行い、5か所の建設用地を選定し、現在、その中から建設用地の取得準備と整備手法、事業運営手法などの検討を行っております。

現在の学校給食センターの維持補修費でございますが、最近では年間2千万円程度の修繕、補修工事が必要となってきております。

現在の給食センターの今後使用につきましては、定常的な維持補修や、新学校給食センターの建設スケジュールによりまして、一定程度の設備の更新が必要となってくるものと考えております。

(意見・要望)

現状を考えると、もうしばらくは現在の給食センターを使用せざるを得ないかと思っております。ここ最近は一時的のぎとして、毎年約2千万円の修繕、補修工事を行ってきたそうですが、もうしばらく使用するのであれば、毎年毎年約2千万円もの修繕・補修を繰り返すのではなく、もう少し大きな額の予算を組んで、設備の更新を行った方が、結果的にトータルの市の財政負担は少なく済むと思われまますので、是非とも、ある一定の設備更新を行い、少しでもトータルの財政負担の少なく済むように努めて頂くことを強く要望しておきます。

【ジュニアメイトについて】 【(仮称)シニアメイトの創設について】

(質問)

教育センター、青少年補導センター、少年文化館において、ジュニアメイトとして大学生の協力を得ているわけですが、学生の確保には結構苦勞されているのではないかと思います。そこで、ジュニアメイトに団塊世代の方々を中心とした高齢の方々((仮称)シニアメイト・シルバーメイト)の活用、もしくは創設が出来ないもののでしょうか？

<答弁>

現在、ジュニアメイトにつきましては、支援を求める小中学生とともに活動しながら自然なかかわりができるよう、小中学生との年齢の近さからくるお兄さん・お姉さんのような親しみやすさを考え、主に大学生の協力を求めています。一方、地域での子どもの安全見守り活動などでは、比較的高齢の方々の協力を得ている地域が多く見られます。教育委員会といたしましては、今後も子どもたちや地域の状況に合わせて、さまざまな年代の方の特性を生かした支援をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

ジュニアメイトは、児童生徒の健全な成長発達途上の様々な課題について、個の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図るために市内各小中学校に派遣していると伺っています。業務内容も多岐にわたると思いますし、場合によっては、若い世代よりも、人生経験豊富な世代の方々の方が上手に対応されるケースもあるかと思えます。さらに、大学生は学業、アルバイト、クラブ・サークル活動など比較的、時間の制約が多いかと思えますので、是非とも、団塊世代の方々のジュニアメイトとして活用することや、ジュニアメイトとは別に(仮称)シニアメイト・シルバーメイトの創設を検討いただくことを要望しておきます。また、昨年も要望していましたが、ぜひ、色んな事業に携わっている学生たちの交流する機会を設けて頂くことを検討して欲しいと要望しておきます。

【学校安全管理対策（昼間警備配置）について】

(質問)

学校安全管理対策として各小学校には警備員が配置されています。警備員の職務体系について教えてください。また、この事業の昨年度の決算の詳細、財源の内訳について教えてください。

<答弁>

各小学校に警備員1名を配置し、業務時間は午前7時30分から午後5時までで、うち休憩時間は1時間30分を除く8時間で、また、夏休みなど授業が無い日は午前8時15分から午後5時15分までで、うち休憩時間1時間を除く8時間でございます。

次に昨年度の決算額は7061万1660円で、財源については、一般財源が3781万1660円、府交付金が3280万円でございます。

(質問)

来年度から大阪府はこの事業に対する補助金を廃止するとしていますが、そうすると来年

度以降、市の負担が増えるわけですが、来年度以降の事業継続や財源確保については、どのように検討されてきたのでしょうか？

<答弁>

学校警備員の配置につきましては、平成14年度から全小学校に警備員を配置いたしました。その間、侵入者や大きな事案が発生していないことから、有人警備は校内の安全監視や不法侵入に対する抑止効果があったと考えております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、児童の安全安心を確保する観点から、今後も継続してまいりたいと考えております。また、財源につきましては、一般財源で対応いたします。

(意見・要望)

児童の安全面を考えると、当然、来年度以降も事業の継続をすべきだと思いますので、府の交付金を廃止した分については一般財源で対応されるということで安心いたしました。さらにプラスして、この昼間警備に先ほど言ったような団塊の世代の方々(仮称:シニアメイト・シルバーメイト)の協力を募ってみてはどうかと提案させていただきます。

【新型インフルエンザ等感染防止対策事業について】

(質問)

昨年度、公立幼稚園全7園を対象に合計123台分の除菌機能付き加湿空気清浄機が設置されたと思いますが、その活用状況と、新型インフルエンザが沈静化した現在の活用状況(使用頻度、活用目的)について教えてください。

<答弁>

公立幼稚園における、空気清浄機の活用状況でございますが、保育中につきましては、常時使用している状況でございます。ただし、夏の暑い時期に窓を開けっ放ししている保育室は、効果が小さいとのメーカーの説明から、節電のため、電源を切っている場合がございます。

新型インフルエンザ沈静化した後の使用につきましては、導入した空気清浄機には、除菌機能・加湿機能・空気清浄機能が子どもたちの感染症予防に効果があるものとして活用しているものでございます。

(質問)

導入にあたって昨年の12月定例会の委員会で税金を使って、購入・設置する以上、今回導入する空気清浄機の効果について、調査して頂きたいとお願いしていましたが、効果について何らかの調査を行われ、数値などで何らかの結果が表れたのでしょうか？

<答弁>

空気清浄機の設置効果につきまして、各園の状況から説明しますと、アレルギーのある園児が咳き込んだり、目のかゆみを訴えたりする回数が減少するなどの副次的な効果が見られました。また、保護者からも設置について好評の声を頂いております。

(意見・要望)

「保護者から設置について好評の声を頂いている」とのご答弁がございましたが、当然のこ

とだと思えます。無いより有った方が良いのは当たり前のことではないでしょうか。私が言いたかったのは、財政状況が厳しい中で、本当に空気清浄機の導入が優先順位の高いものだったのかということです。

空気清浄機導入時期が新型インフルエンザの収束時期だったこともあり、新型インフルエンザの感染防止と言う意味では、あまり効果を発揮しなかったのではないかと思いますし、そもそも空気清浄機をインフルエンザ対策に設置するという考え方には無理があったと思います。空気清浄機で感染症が対策できる程のインフルエンザであれば、かなり軽度のもので、それであれば、空気清浄機を設置せずに、個々人の治癒能力・免疫機能を発達させる方が良いと考えられますし、毒性の強いインフルエンザであれば、空気清浄機などほとんど役に立たないと考えられます。

とは言え、既に購入し、設置されているわけですので、今年の委員会でも述べましたが当初の目的からは、ずれるかもしれませんが、例えば、ノロウイルスなどその他の感染症、花粉症、ほこり、脱臭、化学物質過敏症対策として活用するなど、最大限の活用を図って頂きたいと思えます。くれぐれもスペースを取るだけの無用の置物にはしないで頂きたいと強く要望しておきます。

【児童・生徒へのアンケート調査の実施について】

(質問)

虐待・非行・いじめ・不登校・インターネットの悪質サイトなどなど、様々な問題で悩む児童・生徒の全てを市や教育委員会、現場の教職員、保護者が把握できているわけではないと思えます。また、これまではあまり問題にもならなかったような覚せい剤や麻薬といった薬物などの危険にさらされている状況が程度は分かりませんが悪化していると思えます。これらの問題は、当然のことですが、問題が明らかになったケースにしか対応が出来ていないのが現状です。これまで、児童・生徒に関連するこれらの問題の把握はどのようにして行われてきたのでしょうか？

<答弁>

各学校におきましては、教職員による日常的な観察や情報交換、生徒指導部会やいじめ不登校対策委員会での情報共有、あるいは、児童生徒との個人面談や個人ノートなどにより、児童生徒が抱える問題の把握に努めております。また、スクールカウンセラーとの連携を進めるなど、学校相談体制の充実に努めておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問)

児童、生徒たちの間では当たり前であったり、噂になっている事柄でも、周囲の大人には知られていないことがたくさんあるのではないかと思います。そういった事例を少しでも把握するために、様々な問題について児童・生徒へのアンケート調査を実施することで、新たな問題の把握や対応、未然防止が可能となるのではないかと思います。これまで実際に児童・生徒への各問題に関するアンケート調査の実施は行ってこれたのでしょうか？もしくは、アンケート調査を行うことを検討されてきたのでしょうか？

<答弁>

これまで、各学校において、児童生徒のその時々課題に応じ、アンケート調査を実施し、児童生徒の指導に活用しております。また、今年度中には、保健所からの依

頼を受け、市内中学生を対象に「薬物乱用に関する意識調査」が予定されております。今後も、このような機会を捉え効率的なアンケート調査を行うことにより、さらに問題への対応や未然防止に役立つものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

市や教育委員会、現場の教職員、さらには保護者の方々にさえ把握しきれていない児童・生徒の問題が潜在的にはたくさんあるのではないかと思います。文部科学省の問題行動調査では、豊中市のいじめの実態把握に関しては、小中学校ともに「アンケートの実施」の割合が大阪府平均よりも低いとのことですが、問題を把握し対応する目的とともに、未然防止の目的としても、様々なテーマにおいて是非とも児童・生徒へのアンケート調査を一つのツールとして積極的に行って頂くことを強く要望しておきます。

【中国・ブラジル等帰国児童・生徒教育指導協力員について】
【外国人児童・生徒のための通訳派遣事業について】

(質問)

決算の概要P.39の中国・ブラジル等帰国児童・生徒教育指導協力員及び外国人児童・生徒のための通訳派遣事業についてですが、どういった方々が何人ぐらいで対応されているのでしょうか？それぞれの事業の業務内容と職務形態、賃金等についてと、昨年度の実績について教えて下さい。

<答弁>

中国・ブラジル等帰国児童・生徒教育指導協力員事業の業務内容につきましては、主として国際教室（「帰国教室（土曜日：9時半～11時半）」「国際教室（3回/週）」）での日本語の集中指導を行っています。地域在住の外国人や保護者、教職員経験者、学生等の登録者から指導協力員として、1回4600円で、4名を94回派遣し日本語の集中的指導にあたりました。

次に、外国人児童・生徒のための通訳派遣事業につきましては、中国・ブラジル等帰国児童・生徒教育指導協力員事業と同様に地域在住の外国人や保護者、教職経験者、学生等を指導協力員に、渡日児童生徒とその保護者に対し、初期対応として24時間程度（2時間/日）の集中派遣とその後1年間を最大に1週間につき1回程度の日本語指導の補助としての派遣を基本として実施しております。平成21年度の実施につきましては、1名の通訳者の時間単価を2300円とし、13か国、8言語、35人の子どもに対して、1411時間の派遣を行いました。

(意見・要望)

小学校外国語活動推進事業についても検討して頂きたいのですが、市民の方々の中には、仕事などで外国での生活が長かった方、外国語学部の学生など、外国語に馴染みのある方が多数おられると思います。実際に、外国語学部の学生の中には、通訳の機会や経験を求めている方が少なからずおられますし、市民の方の中にもご自身の海外生活、海外就労の経験を児童・生徒の教育に活かしてもらいたいと仰る方がおられますので、事業の趣旨、目的に沿える範囲で、そういった方々にこれらの事業について支援、協力して頂くことを幅広く募ってみることを是非とも検討して頂きたいと要望しておきます。

【文化財保護について】

(質問)

決算の概要P.7の文化財保護についてですが、教育委員会は中央公民館に文化財、博物品を多数保管していると伺っていますが、どのようなものが何点ぐらい収蔵されているのでしょうか？また、所蔵はいつ頃から、どういった方法で保管され、毎年、保管料・保険料はどれくらいかかっているのでしょうか？

<答弁>

現在、中央公民館の特別収蔵庫に収蔵されている文化財は、考古資料が約1050点、古文書が約6730点、民俗・歴史資料等が約430点で計8210点となっております。昭和59年(1984年)の公民館オープン当初から収蔵が始まり、これらの文化財は、特別な空調設備により、24時間、一定の温度・湿度に保たれた状態で保管しております。定期的にかかる費用としましては、21年度実績で空調設備保守点検委託に24万1500円、燻蒸処理委託に17万4300円、その他空調設備の運転や照明などにかかる電気代がかかっています。収蔵資料に関する保険には、とくに加入しておりません。

(質問)

所蔵されている文化財、博物品はこれまでどういった形で、市民の方々に公開されてきたのでしょうか？

<答弁>

文化財の展示につきましては、これまで市民ギャラリーや第2庁舎ロビーなどを利用し、「郷土の文化財展」として、平成18年度まではほぼ毎年度、以降は隔年度で実施するなど、市民の皆さんにご覧頂けるよう努めてまいりました。今後も市民の皆さんが市内において、こうした文化財を観賞できる機会をより多くもてるよう、検討していきたいと考えております。

(質問)

所蔵されている文化財の中には、重要文化財も多数あるようですし、なかなか一般公開を頻繁に行うことは難しいかと思えます。そこで、文化財や博物品をデジタルカメラに収め、市のホームページ上で見られるように、いわゆるバーチャルミュージアムの作成をしてはどうかと思えますが、そういった検討はこれまでされてこなかったのでしょうか？

<答弁>

ご指摘のとおり、所蔵の文化財には、国の重要文化財指定を受けたものをはじめ、公開の条件が限定されるものも多く、市内で公開できる機会は限られております。ご提案の「バーチャルミュージアム」についてですが、以前に構想された博物館計画の中で、検索システムや外部からのアクセスが可能な環境の整備が検討されたことはありましたが、実現には至りませんでした。また、単に映像でなく、鑑賞者が実物を見ることによる臨場感から感じ取れるもの、味わえるものがあるという視点を大事にしてきたということもあります。バーチャルでは実物の特性を十分に引き出すことは難しく、掲載可能な点数にも限りがありますので、実物の公開を基本にしながら、今後、資料のデジタル化及び、ホームページ等を通じた資料の公開方法につきましても検討

してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

市が所蔵する美術品同様に、文化財や博物品をきちんと保管することも大事ですが、広く市民に観賞して頂くことにももっと力を入れて頂きたいと思っております。その上で、もちろん、実物を身近な場所で観賞できる機会が増えることが最も望ましいとは思いますが、重要文化財指定を受けている文化財の公開における制限や、公開できる場所がない現状を考えると、まずは、市民の方々に、豊中市が所蔵している文化財がどれくらいあり、どういうものなのかを知って頂くことをすべきではないかと思っておりますので、是非ともバーチャルミュージアムの作成を検討して頂くことを強く要望しておきます。

【図書館活動について】

【図書館HPや動く図書館の車における広告料収入について】

(質問)

決算説明書P.204の図書館活動についてですが、昨年の決算審査では、亡失図書による損失額が約1150万円、その他の資料の亡失による損失額が約140万円と伺っていました。亡失や回収不能を防ぐ策として、千里図書館では、2008年2月からブックディテクションシステムを試行的に導入されていますが、それによる効果とそれ以外の対策方法があれば教えてください。

<答弁>

図書館の不明・亡失図書とその対策についてお答えいたします。

千里図書館では平成20年2月のリニューアル会幹事にブックディテクションシステムを試行的に導入し、図書の無断持ち出し防止に努めております。導入1年目(平成20年度)の不明図書は403冊、2年目(平成21年度)では347冊となっており、ほぼ同数で推移しております。これは、導入以前(平成19年度)の数である1298冊と比較して約1/4となっております。平成21年度分につきましては約36万円の損失額が推計されます。

その他の亡失対策につきましては、貸出手続き忘れへの呼びかけに関するポスターを3種類作成して掲示、またマナーアップに関する広い観点から、切取りや落書き、水濡れのあった本の現物展示を実施して啓発の機会としておりますので、よろしくお願いたします。

(質問)

ブックディテクションシステムが一定の効果をあげていることは分かりました。そのことを含め、今後のブックディテクションシステムの活用方法やその他の亡失・不明図書防止策についてどのように考えておられるのでしょうか？

<答弁>

ブックディテクションシステムの全館への導入等につきましては、千里図書館での効果性を検証するとともに、維持経費等も勘案し、財政状況を踏まえ検討してまいります。

合わせまして、現在実施しております各種のキャンペーンなども引き続き行い、利用に関するマナーの一層の向上にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解

頂きますよう、よろしくお願い致します。

(質問)

図書館では昨年より、広告収入を得るために様々な取組みをされていると伺っていますが、具体的にどういった取組みをされ、どれくらいの広告収入を得たのでしょうか？

<答弁>

図書館で実施している広告事業についてお答えいたします。

平成21年3月の図書館システムの更新により、図書館においても広告収入を得ることが可能となりました。その内容・収入につきまして、図書館ホームページ上でのバナー広告が約40万円(1か月掲載で10000円、6件の申し込み)、動く図書館の車体広告が約10万、合わせて計50万円程度となっております。また、図書館内の利用者検索用端末から検索結果として出力されるレシートや、貸出期限等を印字したレシートにも広告を入れることが可能となり、レシート用紙を納入して頂く方式で計6回、期間を限定して実施しておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

図書の亡失や回収不能については、ブックディテクションシステムが一定の効果をあげるようですが、やはり、ご答弁にもありましたように、まずは、モラル向上の啓発及び、利用に関するマナー向上に今後も積極的に努めて頂きたいと思えます。さらに、年間の亡失図書数やそれに伴う損失額を掲示するなど毎年、多額の被害が出ていることを市民にもっと知って頂くことも効果があるのではないかと思いますので、是非とも検討して頂きたいと要望しておきます。

広告事業については、非常に素晴らしい取組みをされていると思えますし、事業者の需要もかなりあるようですので、今後も積極的に広告収入の確保に取り組んで頂きたいと思えます。また、「図書館内の利用者検索用端末から検索結果として出力されるレシートや返却時に貸出期限等を印字したレシートに広告を入れることもされているということですが、これは、広告料収入とともに、様々な地域の催しや事業の広報媒体としてのツールにもなるかと思えますので、今後は実施回数を増やしたり、現在は岡町図書館でのみ行っておられるようですが、他の図書館でも同様の取組みをして頂くことを要望しておきます。また、このように図書館では、非常に上手に広告料収入を得られているようですし、事業者からの申し込みも結構あるようです。既に行われている他部局の市有財産も少なからずありますが、是非とも、他の部局や課の市有財産についても同様の取組みがもっと出来ないか、貪欲に検討して頂きたいと要望しておきます。

【学校施設の光熱水費削減分還元制度について】

(質問)

学校施設の光熱水費削減分還元制度(フィフティ・フィフティ制度)についてですが、昨年度は小学校8校、中学校3校でモデル実施されたと伺っていますが、合計すると削減効果はどれくらいだったのでしょうか？また、11校で取組まれた結果、削減実績が出た学校は何校で、削減実績の大きかったところではどれくらいの削減ができたのでしょうか？

<答弁>

総合的な学習の時間での学習や、児童会、生徒会などで省エネルギー活動を行い、

過去3年間の平均の光熱水費よりも合計170万円、CO2量にしてペットボトル760万本に相当する3万Kgの削減実績をあげました。

削減実績のあったのは7校で、削減実績の大きかった学校では、CO2量にして、およそ5千Kg、還元金額ベースでは、最大で17万5千円となっておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

モデル実施されてみて、大きな削減実績が出た学校もあれば、効果が出なかった学校もあったようですが、取組まれた成果や効果、実績等について、児童・生徒・教職員の方々が取り組んだ結果の周知をどのようにして行われたのでしょうか？

<答弁>

実施校には、それぞれの削減実績を通知するとともに、実施内容等は、環境部が発行する「とよなかの環境 | 2009年度活動実績」でも紹介され、全59校に配布されております。「市民環境展」への参加や「みどりのカーテン」など、体験学習的なものから、講師を招いての学習、省エネのスローガンやポスター作成をとおしての啓発活動、また、地域教育協議会と連携して地域に対しエコ普及の実施、児童生徒自らが、地域温暖化防止を考え家庭でも実践するなど多岐にわたり、削減実績のみで測ることが出来ない効果もでています。

教育委員会といたしましては、今までと同様、「校園長会議」や「学校園事務説明会」など、機会のあるごとにフィフティ・フィフティ制度の説明や情報提供を行い、実施校の拡大に努め、地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

この制度に参加して、削減成果が出た学校もそうでない学校も、この制度に参加することで、児童生徒や教職員の方々がこれまで以上に省エネや地球温暖化など環境に対する意識、認識の向上が図れているのではないかと思いますし、今年度は小学校11校、中学校5校で実施されていると言うことで、参加校が増えていることは好ましいことだと思います。

子どもたちにただ取り組みをさせるだけではなく、子どもたちにも結果をしっかりと伝え、情報を共有することで、達成感が得られたりさらなるモチベーションの向上につながったり、もしくは、課題克服の方策を考えるなどの効果が考えられますので、特に取り組みに参加している子どもたちへの、取り組みによって得られた成果や実績の情報提供、情報共有に努めて頂きたいと要望しておきます。

【コミュニティプラザについて】

(要望)

昨年決算審査でコミュニティプラザを所掌する公民館では、公民館条例施行規則で料金設定を行っている一方で、コミュニティプラザ条例では、料金設定そのものの規定がなくコミュニティプラザは無料で利用できる施設となっており、いまだに無料で利用できる市有施設はほとんどない中で、他の施設利用との公平性の観点や、受益者負担の観点から、是非とも条例で料金設定を規定し、使用料の徴収を行うべきだと意見させて頂きました。

今年度は「施設利用の公平性の観点を踏まえながら、施設利用のあり方と使用料の徴収について検討をして頂いているそうですので、是非とも、早急に条例改正を行って頂き、料

金設定をして頂きたいと強く要望しておきます。

【市民（体育・レクリエーション）大会について】 【市民体育振興協議会補助金について】

（質問）

これまでも何度か質問し、事業の見直しを求めてきましたが、市民（体育・レクリエーション）大会や市民体育振興協議会に対する補助金として税金が投入されていることについてあらためてお伺いします。これまで「非常に市の財政が厳しい現状においては、受益者負担という観点から各協会や連盟に所属している方々が自費で大会や研修等をすれば良いのではないか」、また、「市民体育振興協議会に加盟している各連盟や協会等の団体は、どこも設立からかなりの年数がたっており、十分に自主、自立して活動ができると思われ、団体の育成を目的に補助金が出されているが、同じ団体の育成を何十年も行い続けることが妥当だとは思えない」と意見させて頂きました。市の財政が非常に厳しく、教育委員会としての予算が削減され続ける中で、このような税金の支出について、本当にこれらの事業に優先的に予算をつけなければならないのか、検討して頂きたいと要望しておりましたが、昨年度は何らかの検討や対応はなされたのでしょうか？

＜答弁＞

ご指摘を頂きました、市民体育振興協議会への補助金、ならびに市民体育大会及び市民レクリエーション大会に対する委託金についてでございますが、平成21年度におきましては、体育連盟及びレクリエーション協会の常任理事会や理事会において状況の説明を行い、平成22年度予算におきまして、市民体育振興協議会への補助金及び市民体育大会委託金について、5%の削減をさせて頂いたところでございます。

今後も引き続き、市民大会委託金及び補助金については、削減を図っていく中で、体育連盟並びにレクリエーション協会、及びその加盟団体と自立した活動を視野に、市民大会等のあり方についても協議・検討を行ってまいります。

また、参加者の方々にも理解を頂き、将来的には、各協会・連盟が受益者負担を主とした事業運営へ向けて、検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（意見・要望）

これまで、市民体育大会や市民レクリエーション大会が実施されてきたことによる効果や市民体育振興協議会の果たしてきた役割については否定しませんし、税金を投入する必要性やそれだけの効果が見込まれていたのかもしれませんが。昨年度から、関係者への状況説明を行って頂き、市民大会委託金・補助金の削減や、各連盟・協会に対し、自立した活動を視野に今後のあり方について協議・検討を行っておられるようですし、将来的には参加者の方々のご理解のもとで、各連盟・協会が受益者負担を主とした事業運営への切り替えを考えられているようですので、今日の豊中市の財政状況、教育予算額で、教育委員会が行っておられる全事業を考えた場合、本当にこれらの事業に優先的に税金を投入することが妥当なのかについて、丁寧にご説明頂くと、関係者の方々もご理解をいただけるのではないかと思いますので、是非とも、関係団体の方々も引き続き慎重に議論を重ねて頂き、見直しを進めて頂ければと要望しておきます。